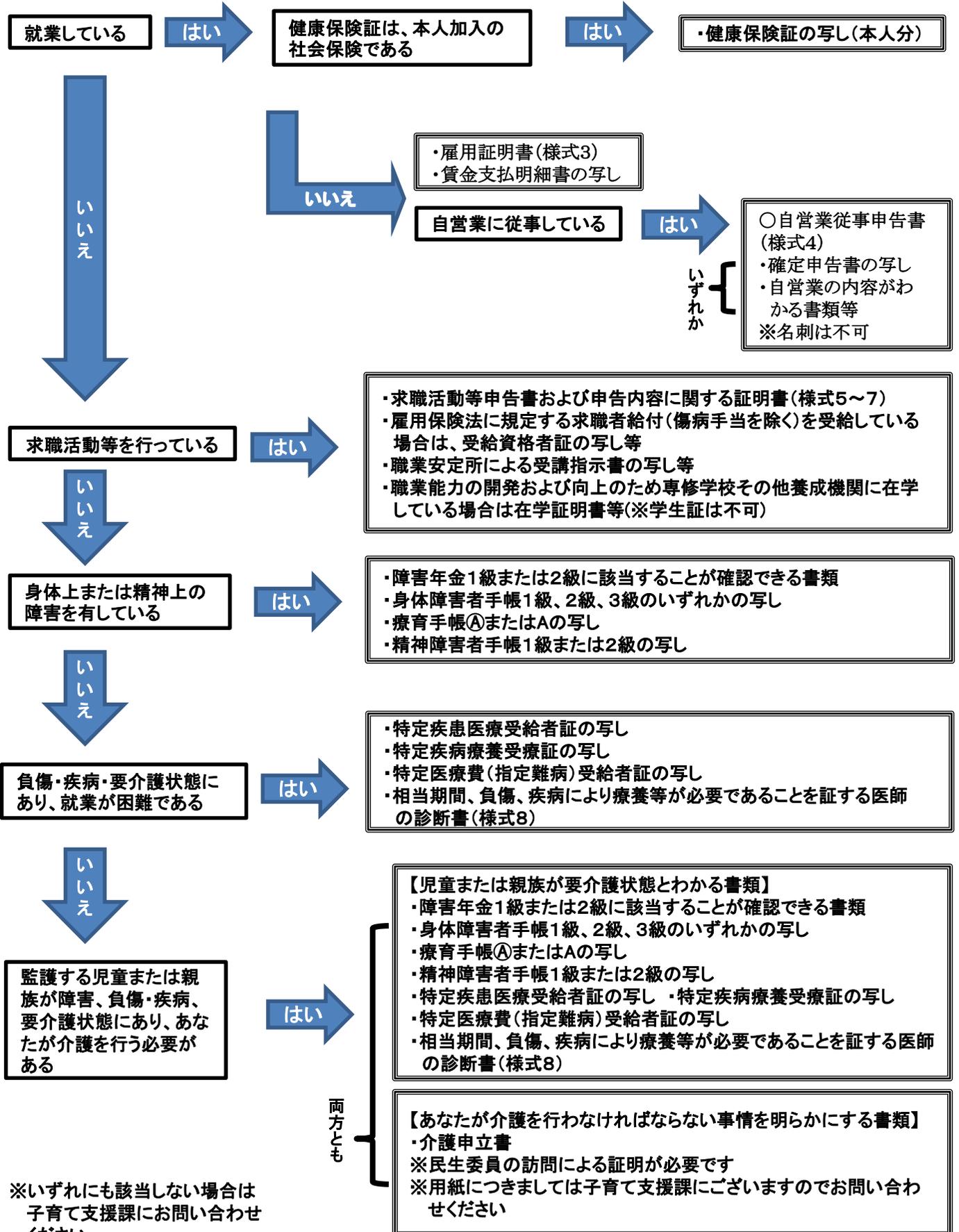


【一部支給停止適用除外・確認書類等について】

児童扶養手当の受給から5年経過、または手当の支給要件に該当してから7年経過したとき等、児童扶養手当法第13条の3により、支給している手当額の2分の1を停止することとなっています。

上記の支給停止の適用を除外するためには届出が必要になりますので、下の図を参考に確認書類を準備のうえ、現況届時や提出期限前にご提出ください。

※2回目以降(オレンジ)のかたは令和5年6月から8月の期間の状況がわかるものが必要です。
初年度(グリーン)のかたは令和5年6月から提出期限が属する月の期間の状況がわかるものが必要です。



※いずれにも該当しない場合は子育て支援課にお問い合わせください